

---

○議長（木下一己君） ただ今から、平成 28 年第 6 回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、1 番 近藤八郎 議員及び 2 番 宮澤清士 議員を指名いたします。

---

○議長（木下一己君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

---

○議長（木下一己君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（木下一己君） 日程第 4 議案第 1 号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 提案理由を説明する前に、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今年の晩秋は降雪も早く、既に根雪の様相を呈している状況でございまして、住民の皆さんの暮らしや生業に少なからず影響を及ぼしているものと推察するところでございます。このような折、第 6 回となります議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提案させていただき議案は、条例案件 2 件、単行案件 2 件、予算案件 6 件でございまして、それぞれ提案時に議案の説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。議員の皆様には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議案第 1 号について提案理由を説明いたします。

議案第 1 号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく職員の勤勉手当の引上げに伴い、特別職及び議会議員の期末手当を改めるため、「下川町特別職の職員の給与等に関する条例」及び「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例」を改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、この度の一般職員の勤勉手当の引上げとの均衡を図るため、議会議員及び町長、副町長、教育長の 6 月、12 月に支給する期末手当をそれぞれ 0.05 月分引き上げるものであります。

なお、改正に至る経過といたしましては、11 月 14 日に下川町特別職報酬等審議会を開催し、改正内容が適当である旨の御意見をいただいているところであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） それでは何点かお聞きしたいんですけども、まず今回の特別職、それから議会議員の報酬に関する条例の改正前ですね、現行の条例の規定の中で、管内的に…例えば町長以下三役のランク…どのぐらいに位置しているのか、それから議会議員…議長以下の議員のランクがどのあたりに位置しているのか、それについてちょっと参考までにお聞きしたいと思います。併せて、下川の場合は 5,000 人未満の自治体でございますから、多分ランクからいくと A ランクかと思うんですけども、この 5,000 人未満の A ランクの自治体としては全道的に今回の引上げ等によってどのぐらいのランクにするのか、それについても手持資料があれば…願いたいということが一点。

それと、先ほど町長の提案理由の中に、特別職報酬等審議会の中で適当であるということで、本当に僅か一行で述べられておりましたけれども、適当であるという内容の中に審議の経過としてももう少し内容があれば聞かせていただきたいことと、過去に下川町は自主自律プランに基づいて特別職以下の報酬の自主的な削減もしておりますけれども、そういった経過について今回の報酬等審議会の中で経過を説明し、そして議論をされたかどうか、その点についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） お答えいたします。二つ目の審議会の経過についてなんですけれども、まずそちらの方からお答えをさせていただきます。

11 月 14 日に委員長以下 5 名の方の審議委員さんの出席をいただきまして審議をしております。

結論といたしましては、現状から総合的に検討した結果、当審議会は議会議員及び特別職の職員の期末手当を0.1か月分引上げ、28年12月1日から適用することが適当であると決定したということでもまず結論をいただいております。

その理由といたしまして、本町の特別職の職員の報酬額については、平成15年4月に年間5%程度の減額をし、さらに平成19年7月から議会議員及び特別職について年収ベースで減額し、財政健全化に努めてきたところであると。一方、上川管内の状況を見ると、期末手当においてはほとんどの町村において職員と同様の支給率としているところであるが、本町においては持続可能な地域社会を構築するため、健全財政を堅持するため、下川町独自の支給率に抑制してきたところである。なお、今後も厳しい行財政運営が予想されることから、議会議員及び特別職の報酬の見直しについては、近隣の状況、社会情勢、地域経済状況などを踏まえて検討することが必要であるというふうに理由をいただいております。これは審議会の方の経過になります。

それから、最初の方の質問のランクについては、手持ちの資料がちょっと持っておりませんので、ここでの答弁はちょっとできないという状況になります。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ランクについては、それぞれ発行された資料で明らかになると思いますから、あえて…ここでどうしてもということではございませんけれども、その特別職報酬審議会の中で、過去に自主的に削減になった部分について説明をされていたのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（藁谷省吾君） 事務局の方から特別に資料をもって説明した経過はなかったんですけども、会長の方からその経過も含めて挨拶もあつたりですね、そういったことで認識をしていただいていたという状況になります。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第5 議案第2号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、勤勉手当を0.10月分引き上げるとともに、給料月額につきましては、民間給与との較差を埋めるために、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた改定でございまして、平均で0.19%引き上げる内容であります。

また、民間における配偶者手当の支給状況を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に減額し、それにより生じた原資を用いて子に係る手当額を1万円に引き上げる内容であります。なお、扶養手当の改正につきましては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施することとしております。

いずれにいたしましても、極めて厳しい経済情勢を踏まえ、より一層効率的な公務の運営と行政サービスの向上を図ってまいりたいと存じます。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第2号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

事前に配付させていただきました議案第2号説明資料の1ページ、「下川町職員の給与に関する条例改正の概要」という資料で説明をさせていただきます。

まず、1の給料表の各給料表の平均改定率及び改定額でございますが、今回の人事院勧

告に基づきます給料表の改定につきましては、若年層に重点を置きながら水準を引き上げたものとなっております。

表の一番右側の欄になりますが、全体の平均改定率及び改定額となっております。まづアの行政職では、全体で 0.24%、改定額で 708 円の増となっております。イの医療職では 0.16%、786 円の増となっている内容となっております。改定によります全体の給料の引上げ額は 350 万円程となります。

次に、2 の勤勉手当でございますが、今回の改正は勤勉手当におきまして年 0.1 か月分の引上げを行うものでございまして、表の下の欄に改正後の支給率がございまして、6 月及び 12 月の勤勉手当を 0.05 月分引き上げまして、0.85 月分とするものでございます。

また、表の中程になりますけれども、平成 28 年度読み替えの欄ですが、本年度に限り 6 月手当につきましては 0.8 月分、12 月手当につきましては 0.9 月分と読み替え、適用するものでございます。なお、表中の括弧書きにつきましては、再任用職員に対する支給率となっております。改正によります勤勉手当の全体の引上げ額は 600 万円程となっております。

次に、3 の扶養手当でございますが、同じく今回の改正で扶養親族の要件と金額がそれぞれ改正されております。

配偶者では 1 万 3,000 円から 6,500 円に、子（満 22 歳まで）では孫の要件を外し手当の額を 6,500 円から 1 万円に、その他（父母、孫）の欄では金額は同額なんですが、孫の要件を追加している内容となっております。また、表の縦の欄の中程になりますが、経過措置といたしまして、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額につきましては、配偶者に対する扶養手当の額 6,500 円を 1 万円として、満 22 歳までの子供の扶養手当の額 1 万円を 8,000 円として、それぞれ読み替えて支給することとなります。

実施時期につきましては、給料表につきましては平成 28 年 4 月 1 日に遡っての遡及適用となり、勤勉手当につきましては平成 28 年 12 月 1 日から、扶養手当につきましては平成 29 年 4 月 1 日から適用となります。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） ちょっと確認ですけれども、この条例の改正については反対するなにもものないんですけども、先ほど町長から提案理由の説明があった中ですね、下段の方に 0.19%引き上げる内容とあります。その下に、また、民間における配偶者手当の支給状況とあるんですけども、この民間というのはですね、下川に住んでいる町民の方を入れた、下川町の民間のことと勘違いするように…ちょっとひねくれた考えかもしれませんが…そう思うわけなんですけどね。ただ、こう言わないで、国家公務員の給与改正があったから…人事院の勧告に伴ってこういうことだと言った方が、何か誤解を招かない

ように思うんですけれども、ここでいう民間というのはおそらく全国的なことを言っているんであって、下川町の民間とは言っていないでしょうけれども、私個人的にはこれは下川町の民間と比べたらどうなんだというような、そういうふうに…ちょっとひねくれた考えかもしれませんがね…そう感じるわけで、そのへんはどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） お答えいたしますが、あくまでも人事院の方で国の民間企業というかたちの中で調査して、その差額というのを調べていった経過になりますので、確かにここでは町内の民間企業という意味ではないということになります。今後につきましては、このへんの表現の仕方についても少し考えていきたいとは思っています。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 総務課長の答弁でよく分かりました。ただ、どうしてもですね、下川町の町内の現状を見たときにですね、こういう表現の仕方をすれば当然そういううがった考え方をする人もいる…僕のような考えを持っている人もいるかもしれませんので、そのへんは今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。  
1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 私からも一点お聞きしたいんですけれども、今回の職員の給与改定につきましては、給与と併せて勤勉手当、配偶者手当等でございますが、特に勤勉手当についてお伺ひしたいんですけれども、これについて下川町の場合は定数内職員という表現があつて、それに反して定数外職員という規定もあろうかと思ひますが、一般的に今世間で言われております正規職員と非正規職員の格差を解消するというのがそれぞれ政策としても出されている、こういう現状の時にですね、今回の給与改定、あるいは勤勉の関係については、定数内職員はたぶん…資料によりますと平成28年4月1日に遡及するというところでございますが、勤勉は12月1日ですから、今回の0.05を0.10にして6月分と合わせてやるというのは理解できるんですけれども、定数外職員…そのうちですね準職員についてはどうであつたのか、あるいは準職員以外の嘱託職員、それから臨時職員、それから非常勤職員、こういったものに対する加給賃金で、議案第1号と同じように勤勉手当がない職種について、期末手当の中に上乘せして適用すると、そういう考えの下に検討した経過があるのかないのか、これは質問でございますからあるかないかでお答えをしていただきたいと思ひます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） ただ今の質問にお答えします。勤勉手当の中でやるということで検討した経過があります。準職員に関しましては同じような形で取り扱う考えではありませんけれども、嘱託職員につきましては年度当初でこれまでの扱い方を変えておりますので、今回はこの改定は行わないということで考えております。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 検討した経過については今の言葉で了解するわけですが、普段から…町長もそうですが、地元の雇用の確保ですね、このへんについてはやはりこういった部分について町がリーダーシップを取るのか、あるいは地元の企業、産業が積極的に雇用確保の一環として人件費をみるのか、こういった部分で議論があるところなんですけれども、やはりこれからの町の産業等の発展を考えると、職員が率先してと言うのはちょっと語弊があるかもしれませんが、やっぱり今回の準職員以下の職員についてですね、いわゆる定数内職員と比較すると非正規職員…この部分についてはやっぱり雇用の確保という面からですね、是非適用年月日を一般の定数内職員と同じように今年の4月1日なら4月1日に遡及するとか、そのようにして雇用確保をされることが一番施策としてはベストではないかなというふうに思ったので質問したまででございますが、今後については是非このへんを含めた給与改定を検討していただければよろしいかなと思ひまして私の質問を終わります。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 答弁ではないんですけども、考え方の一つに…先ほども日本全体のとそれから町内との話がありましたけれども、町内の民間事業者の方々の雇用も非常に厳しい状況にあるというのは聞いてございます。特に担い手としての従業員を募集しても事務員も作業員もなかなか来ないという状況、そこに町は今、正職員…定数内職員と定数外職員と三百数十名今いるんですけども、ここを町が条件整備をあまり過度にやってしまうとですね、民間事業者の方々の…非常に雇用を圧迫するという、それ現実に何か起きているところもありまして、そのへんは十分状況を加味しながら今後も考えていきたいなと思っております。いずれにしてもそういう雇用関係や雇用条件というのは整備していくというのは時代の潮流でございますので、いずれにいたしても十分考えながらですね進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第6 議案第3号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」及び日程第7 議案第4号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号及び第4号 議会の議決に付すべき工事請負契約については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げたいと思います。

本案は、11月18日執行の第13次建設工事入札におきまして、予定価格が5,000万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「宿泊研修交流施設建設工事（建築主体・機械設備）」また、議案第4号「宿泊研修交流施設建設工事（電気設備）」につきましては、北海道の地域づくり総合交付金の採択や、ふるさとづくり基金繰入金により実施するものであります。

本工事の概要を申し上げますと、下川町バスターミナル合同センター南側に宿泊研修交流施設を建設するものでありまして、木造2階建て、管理施設1棟、居室22室で、延床面積が781.79㎡となります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、11月2日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、「宿泊研修交流施設建設工事（建築主体・機械設備）」につきましては6者を指名することに、「宿泊研修交流施設建設工事（電気設備）」につきましては3者を指名することにそれぞれ決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど



お願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、議案第3号及び議案第4号を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第5号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第6号）」、日程第9 議案第6号「平成28年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第10 議案第7号「平成28年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第11 議案第8号「平成28年度下川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第12 議案第9号「平成28年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び日程第13 議案第10号「平成28年度下川町病院事業会計補正予算（第3号）」

2号) 」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 議案第5号 平成28年度下川町一般会計補正予算(第6号)から、議案第10号 平成28年度下川町病院事業会計補正予算(第2号)まで、関連がございますので一括で提案理由を申し上げます。

今回の補正要因につきましては、人事院勧告に伴う給与の改定及び異動等による人件費の補正でございまして、議員期末手当、特別職の期末手当及び共済費、職員の給料、手当、共済費等をそれぞれ各会計で計上しております。

また、一般会計では、大雨による被害で早急に対応が必要な町道の災害復旧に係る経費を計上しております。

各会計の概要ですが、議案第5号は一般会計の第6回目の補正で、歳入歳出それぞれ1,218万円を追加し、総額を61億8,124万円とするものです。

第2条の地方債の補正につきましては、災害復旧に係る工事費の計上に伴う追加でございます。

これらの財源といたしまして、国庫支出金、繰入金、町債を計上しております。

議案第6号は、下水道事業特別会計の第3回目の補正で、歳入歳出それぞれ8万円を増額し、総額を1億7,673万円とするもので、一般会計繰入金により財源調整をしております。

議案第7号は、簡易水道事業特別会計の第4回目の補正で、歳入歳出それぞれ42万円を増額し、総額を1億2,525万円とするもので、基金繰入金を充当しております。

議案第8号は、介護保険特別会計の第3回目の補正で、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出からそれぞれ257万円を減額し、総額を4億3,834万円とするもので、一般会計繰入金により財源調整をしております。「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ123万円を増額し、総額を3億81万円とするもので、基金繰入金を充当するものです。

議案第9号は、国民健康保険事業特別会計の第3回目の補正で、歳出の基金積立金で財源調整を行い、総額の変更はございません。

議案第10号は、病院事業会計の第2回目の補正で、収益的支出において、病院事業費用を708万円増額し、支出総額を5億7,495万円とするものでございます。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長(木下一己君) 総務課長。

○総務課長(蓑谷省吾君) 議案第5号 平成28年度下川町一般会計補正予算(第6号)及び議案第6号 下川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第7号 下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第8号 下川町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第9号 下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第

10号 平成28年度下川町病院事業会計補正予算(第2号)の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、議案第5号 下川町一般会計補正予算(第6号)であります。議案書の20ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,218万円を追加して、歳入歳出総額を61億8,124万円としております。

第2条では、既定の地方債に追加をしております。議案書の22ページを御覧ください。

第2表 地方債補正といたしまして、32「公共土木施設災害復旧事業債」として限度額230万円を追加しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従来と変更はございません。

次に、議案第5号説明資料「補正予算概要書」により、一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正の要因につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等に伴うもの、災害復旧に伴うものとなっております。

歳出の補正内容でございますが、議会費、民生費、衛生費、2ページになりますが、土木費、給与費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び異動などによる人件費の補正となっております。

次に、災害復旧費でございますが、8月20日からの大雨により被害を受けました、町道珊幸線、復旧延長13m及び町道ふれあいの森線、復旧延長35mの復旧に係る盛土、暗渠排水工など、工事費1,216万円を計上しております。

次に、歳入の補正内容でございますが、国庫支出金として、珊幸線及びふれあいの森線災害復旧工事に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金として972万円を計上しています。国の負担率は5分の4になります。

次に、3ページになりますが、繰入金では、財源調整のため財政調整積立基金繰入金16万円を計上しております。

最後に、町債として、公共土木施設災害復旧事業債230万円を計上しております。

次に、議案第6号 下川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)から議案第9号 下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)までの4つの特別会計と、議案第10号 下川町病院事業会計補正予算(第2号)につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び異動などに伴う人件費の補正となっております。以上で説明を終わります。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がございましたが、議案第5号から議案第10号まで、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) 災害復旧費の関係でお聞きしたいと思います。今回の災害復旧費をみますと、林との関係だけだと思うんですけども、開放線のような農用地の絡んだ災害復旧の関係はいつになるのでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） それらにつきましては来年からやりたいということです。今回、この二つの事業につきましては、10月に国の査定があって決まりました内容になりまして、今年度中にやるということになりました。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ここに出ていない点については、まだ認定になっていないという解釈でよろしいんですね…災害復旧の。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） これ以外につきましては、単費になる予定です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 災害復旧ではなく単費になるのであればですね、それこそ今のうちの雪の…雪が融けてからやった方がいいのか…雪が融けて新年度予算でやるということでもよろしいですか。開放線のことですよ…聞いているのは。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。  
森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（宮丸英之君） 私は直接の担当ではないんですが、災害認定の関係で答弁させていただきます。

先ほど総務課長の方から、来年度単費ということで答弁いたしましたが、開放線につきましては農地も絡んでいることから、早急の予算を…ということで、前回の議会で予算は計上しておりまして、災害の認定も今回計上した二路線と併せて認定を受けております。

今年度、工事の着手の予定となっております。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。  
7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 一点目は、今の災害復旧事業ですが、査定事業ということで、これは年度内実施が必須だということでもよろしいかということが一点ですね。

それからもう一点、議案書の22ページの地方債補正でございます。災害に係わる事業債でございます。現在想定している事業債の種類、それから利率、それから償還期間、交

付税補填の有無、そして補填の率を教えてくださいと思います。

以上二点、お願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。まずは工期の関係。  
総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 一点目の査定で年度内の実施というふうになるのかということなんですが、それが条件として言われておまして、ちょっと雪の心配もしながら進めることになると思います。

それから 22 ページの地方債の関係なんですけども、利率ですとか交付税補填とかちょっと手持ちに資料がなくて申し訳ありません。お答えすることができないものですから。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 交付税補填があるということでよろしいですか。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 正確にちょっとお答えできなくて申し訳ありません。

○議長（木下一己君） 後刻また…。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 5 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成 28 年第 6 回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 4 4 分 閉会

---